

政策決定会議概要（11月18日開催分）

日 時 令和4年11月18日（金曜日）16時30分～16時45分
場 所 市役所本館2階 会議室

【案件】「箕面市個人情報の保護に関する法律施行条例」の制定について

出席者

委員 市長、副市長、市政統括監
担当部 総務部長、総務部副部長、総務室長
事務局 市政統括政策推進室職員

確認事項

- ・条例（案）について

結 論

- ・原案を了とし、令和4年箕面市議会第4回定例会に条例案を提出すること。

質疑・意見等

Q: 素案に対して、パブリックコメントではどのような意見が提出されたか。
また何件の意見が寄せられたか。

A: 条例の名称を「法施行条例」ではなく、従来どおり「保護条例」にしてほしいといった意見や、1,000人未満の個人情報ファイル簿も作成・公表して欲しいという意見、また、開示決定等の期限を法に合わせることに
ついて現行条例どおりとしてほしい旨の意見があった。
寄せられた意見は、41件（10名）であった。

Q: パブリックコメントでの市民意見を受けてどのように対応していくのか。

A: 一部条例に委任された事項以外は、法の規定の範囲を超えて独自で条例に定めることができないため、原案のとおり条例案を提出する。いただいた市民意見については以下のように対応する。

- ・条例の名称について、条例の目的は、改正法の施行に必要な事項を定めるものであり、名称を「法施行条例」とすることが妥当だと考えるため、「法施行条例」とする。
- ・1,000人未満の個人情報ファイル簿について作成・公表することは妨げられないため、要綱等に定め、現行どおり作成し管理する。
- ・開示決定等の期限について法のとおり【30日】とすることで、今まで期間延長手続きにかかっていた事務を省略し、より迅速に開示決定まで対応できることから、法の規定に合わせることにする。
ただし短期間で対応できる事案については、引き続き短期間で対応する。

以上